

令和7年版
(2025年版)

姫路の環境の概況

【姫路市 農林水産環境局 環境政策室】

令和7年8月作成

目 次

1	大気環境の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	有害大気汚染物質等の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
3	自動車公害の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
4	水質環境の概況	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
5	苦情処理の概況	・ ・ ・ ・ ・ 2 9

1 大気環境の概況

大気環境の現況について、図1-1に示す一般環境大気測定局9局による測定と各種大気汚染調査を行った。

一般環境大気測定局における主な大気汚染物質の市内平均濃度の推移は、図1-2に示すとおりであり、横ばい傾向である。

また、令和6年度の測定結果の項目別概要は、以下のとおりである。

なお、香寺、林田測定局の二酸化窒素は、有効測定時間である6,000時間を下回っていたため、年間値は参考値として取り扱う。

(1) 二酸化硫黄（表1-1、1-2）

令和6年度の市内平均値は0.001ppmであった。最高値は広畑、白浜、御国野、網干、飾西、香寺測定局の0.001ppmであり、最低値は八代、飾磨、林田測定局の0.000ppmである。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値は、昭和40年代前半をピークに減少し、昭和52年度以降48年連続して全局適合しており、近年横ばい傾向である。

(2) 二酸化窒素（表1-3、1-4）

令和6年度の市内平均値は0.006ppmであった。最高値は飾磨測定局の0.008ppmであり、最低値は香寺、林田測定局の0.004ppmである。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値は、昭和53年度以降47年連続して全局適合しており、近年横ばい傾向である。

(3) 光化学スモッグ（表1-5、1-6）

令和6年度は、注意報等の発令はなかった。

(4) 浮遊粒子状物質（表1-7、1-8）

令和6年度の市内平均値は0.013mg/m³であった。最高値は広畑、御国野、香寺測定局の0.014mg/m³であり、最低値は林田測定局の0.011mg/m³である。長期的評価では全局環境基準に適合しているが、短期的評価では6局は環境基準に適合しており、3局（八代局、御国野局、香寺局）は適合していない。適合していない理由として、黄砂が原因であると考えられる。

市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向である。

(5) 微小粒子状物質（表1-9、1-10）

令和6年度の市内平均値は8.6μg/m³であった。最高値は広畑測定局の9.1μg/m³であり、最低値は飾西測定局の8.2μg/m³である。全測定局で環境基準に適合している。

(6) 降下ばいじん（表1-11、1-12）

降下ばいじんには環境基準が定められていないが、これまで本市では、総量について年平均値5.0t（1ヶ月間・1km²当たり降下量）を「好ましい環境条件の目安」としてきた。平成20年度から、不溶解性物質量の月間値3.0t（1ヶ月間・1km²当たり降下量）を「行政と事業者が目指していくべき値」として追加設定した。

令和6年度は、総量の年平均値5.0tを超過した地点及び不溶解性物質量の月間値3.0tを超過した地点はなかった。

(7) 酸性雨（表1-13、1-14）

令和6年度の月平均pHは5.0～5.9、年平均pHは5.2であった。

(8) アスベスト（表1-15）

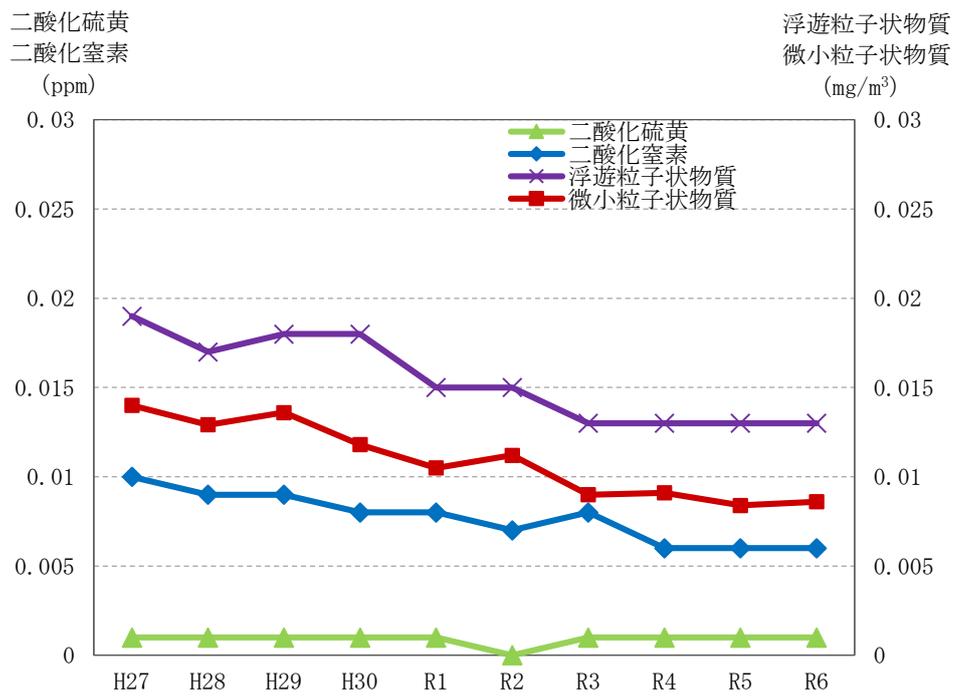
令和6年度の市内の一般大気環境中のアスベスト濃度は0.056～0.087本/ℓであった。

図 1 - 1 姫路市大気汚染常時監視網



【測定局】	
● 姫路市環境監視センター	△ 降下ばいじん (総量)
○ 一般環境大気測定局	▲ 降下ばいじん (不溶解性物質)
◇ 自動車排出ガス測定局	
◆ 移動局	

図 1 - 2 大気汚染物質（年平均値）の推移



大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件 (環 境 基 準)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備 考	<p>1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>2 浮遊状粒子物質 (SPM) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。</p> <p>3 微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いてより粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4 一酸化炭素の8時間平均値とは、0～8時、8～16時、16～24時のそれぞれの平均値をいう。</p> <p>5 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。</p>

表 1-1 二酸化硫黄濃度の環境基準適合状況（令和6年度）

項目 測定局	1時間値が 0.10ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値 (※1)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (※2)
	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
八代	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
広畑	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0
飾磨	0	0.0	0	0.0	0.011	0.001	○	0
白浜	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
御国野	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0
網干	0	0.0	0	0.0	0.016	0.002	○	0
飾西	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
香寺	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
林田	0	0.0	0	0.0	0.010	0.001	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 1-2 二酸化硫黄濃度の年平均値推移

(単位：ppm)

年度 測定局	R2	R3	R4	R5	R6
八代	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000
広畑	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
飾磨	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000
白浜	0.000	0.001	0.001*	0.001	0.001
御国野	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
網干	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
飾西	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
香寺	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
林田	0.000	0.000*	0.001	0.000	0.000
市内平均	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-3 二酸化窒素濃度の環境基準適合状況（令和6年度）

項目 測定局	1時間値の 最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (※)
	ppm	日	%	日	%	ppm	日
八代	0.044	0	0.0	0	0.0	0.015	0
広畑	0.048	0	0.0	0	0.0	0.016	0
飾磨	0.043	0	0.0	0	0.0	0.018	0
白浜	0.051	0	0.0	0	0.0	0.018	0
御国野	0.037	0	0.0	0	0.0	0.015	0
網干	0.046	0	0.0	0	0.0	0.012	0
飾西	0.035	0	0.0	0	0.0	0.011	0
香寺	0.034	0	0.0	0	0.0	0.009	0
林田	0.040	0	0.0	0	0.0	0.008	0

※ 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 1-4 二酸化窒素濃度の年平均値推移 (単位：ppm)

年度 測定局	R2	R3	R4	R5	R6
八代	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
広畑	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007
飾磨	0.009	0.010	0.009	0.008	0.008
白浜	0.008	0.009	0.008 [*]	0.007	0.007
御国野	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
網干	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
飾西	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
香寺	0.005	0.005	0.004	0.004 [*]	0.004 [*]
林田	0.004	0.004 [*]	0.004	0.004	0.004 [*]
市内平均	0.007	0.008	0.006	0.006	0.006

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-5 オキシダント濃度測定結果（令和 6 年度）

項目 測定局	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の日最高 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値の 年平均値
	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
八代	68	305	0	0	0.092	0.049	0.035
広畑	59	232	0	0	0.091	0.047	0.034
飾磨	38	127	0	0	0.088	0.043	0.031
白浜	17	64	0	0	0.086	0.040	0.029
御国野	71	304	0	0	0.098	0.049	0.035
網干	63	284	0	0	0.095	0.048	0.034
飾西	58	255	0	0	0.092	0.047	0.032
香寺	72	316	0	0	0.093	0.050	0.035
林田	54	224	0	0	0.090	0.046	0.032

注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

[光化学スモッグ広報等発令基準について]

兵庫県は、一般環境大気測定局の内、いずれか2局が発令基準に達したとき、姫路市全域（家島町を除く。）において、光化学スモッグ広報を発令する。

発令基準とは、測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が、次の値以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるときである。

- ① 注意報：0.12ppm
- ② 警報：0.24ppm
- ③ 重大警報：0.40ppm

また、兵庫県は、測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断したとき、関係市町に予報を通報する。

表 1-6 光化学スモッグ広報等発令状況

年度 種別 月	R2		R3		R4		R5		R6	
	予報	注意報								
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1-7 浮遊粒子状物質濃度の環境基準適合状況（令和6年度）

項目 測定局	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値 (※1)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの 有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (※2)
	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
八代	0	0.0	1	0.3	0.148	0.035	○	0
広畑	0	0.0	0	0.0	0.120	0.037	○	0
飾磨	0	0.0	0	0.0	0.094	0.036	○	0
白浜	0	0.0	0	0.0	0.111	0.035	○	0
御国野	0	0.0	1	0.3	0.150	0.035	○	0
網干	0	0.0	0	0.0	0.168	0.033	○	0
飾西	0	0.0	0	0.0	0.107	0.031	○	0
香寺	0	0.0	1	0.3	0.154	0.032	○	0
林田	0	0.0	0	0.0	0.096	0.029	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。

ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 1-8 浮遊粒子状物質濃度の年平均値推移

(単位：mg/m³)

測定局	年度	R2	R3	R4	R5	R6
八代		0.015	0.014	0.014	0.014	0.013
広畑		0.015	0.013	0.015	0.014	0.014
飾磨		0.014	0.012	0.012	0.012	0.013
白浜		0.017	0.016	0.017 [※]	0.012	0.013
御国野		0.017	0.014	0.015	0.017	0.014
網干		0.014	0.013	0.013	0.014	0.013
飾西		0.014	0.012	0.013	0.012	0.013
香寺		0.014	0.013	0.013	0.014	0.014
林田		0.013	0.013 [※]	0.012	0.012	0.011
市内平均		0.015	0.013	0.013	0.013	0.013

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-9 微小粒子状物質濃度の環境基準適合状況（令和 6 年度）

項目 測定局	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えたこと の有無	環境基準の 短期基準に よる日平均 値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (※)
	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	有×・無○	日
広畑	3	0.8	86.0	50.6	28.2	○	0
白浜	1	0.3	72.0	50.4	29.3	○	0
御国野	2	0.6	74.0	53.2	26.5	○	0
網干	1	0.3	67.0	46.1	25.8	○	0
飾西	1	0.3	70.0	50.7	24.5	○	0

※ 「環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

表 1-10 微小粒子状物質濃度の年平均値推移

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度 測定局	R2	R3	R4	R5	R6
広畑	13.5	11.3	9.7	8.8	9.1
白浜	11.8	9.4	8.7 [※]	8.1	8.6
御国野	10.7	8.0	8.2	8.1	8.3
網干	9.4	8.7	9.6	8.9	8.8
飾西	10.5	7.5	8.9	8.2	8.2
市内平均	11.2	9.0	9.1	8.4	8.6

※有効測定日数（250日）を満たさないため、参考値。

表 1-1-1 降下ばいじん量（総量）の推移と令和 6 年度測定結果

（単位：t/km²/月）

年度 測定地点	R2	R3※ ¹	R4※ ²	R5※ ³	R6※ ⁴		
					平 均	最 小	最 大
八 代 測 定 局 （八代富士才公園）	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	0.5	1.8
広 畑 測 定 局 （広畑市民センター）	2.2	2.3	2.5	1.9	1.5	0.7	2.6
飾 磨 測 定 局 （飾磨市民センター）	2.1	2.3	2.4	2.3	2.3	0.8	3.5
白 浜 測 定 局 （白浜支所）	1.6	1.5	1.7	1.3	1.5	0.7	2.3
御 国 野 測 定 局 （東出張所）	1.8	1.4	1.5	1.3	1.4	0.7	1.9
網 干 測 定 局 （網干市民センター）	1.4	1.4	1.3	1.1	1.1	0.6	1.8
飾 西 測 定 局 （西市民センター）	1.1	1.3	1.4	1.2	1.1	0.4	2.1
香 寺 測 定 局 （香寺事務所）	1.2	1.2	1.1	1.2	0.9	0.3	1.7
林 田 測 定 局 （林田出張所）	1.2	1.3	1.0	1.0	0.9	0.3	1.6
夢 前 事 務 所	1.3	1.1	1.3	1.1	1.2	0.4	2.6
安 富 事 務 所	1.0	1.0	1.2	1.0	0.8	0.3	1.4
市 内 平 均	1.5	1.5	1.5	1.3	1.2		

※ 1 林田測定局は、林田出張所の大規模改修工事により、欠測（10月～2月）。

※ 2 白浜測定局は、白浜支所の大規模改修工事により、欠測（11月～3月）。

※ 3 白浜測定局は、白浜支所の大規模改修工事により、欠測（4月～6月）。

※ 4 広畑測定局は、異物混入のため、欠測（4月）。

表 1-12 降下ばいじん量（不溶解性物質）の測定結果（令和6年度）

（単位：t/km²/月）

測定場所	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	最小	最大
八代測定局	0.9	0.7	0.5	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.2	0.3	0.9	0.7	0.5	0.2	0.9
広畑測定局	-	1.0	0.7	0.5	0.8	0.7	0.5	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	0.2	1.0
飾磨測定局	1.4	1.3	1.1	1.4	1.3	0.9	0.6	0.4	0.4	0.7	1.2	1.3	1.0	0.4	1.4
白浜測定局	1.0	0.7	0.4	0.4	0.5	0.2	0.5	0.2	0.3	0.5	0.9	0.8	0.5	0.2	1.0
御国野測定局	0.9	0.7	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	1.2	0.7	0.6	0.3	1.2
網干測定局	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.1	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.1	0.7
飾西測定局	1.0	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.5	0.5	0.4	0.1	1.0
香寺測定局	0.9	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	<0.1	0.1	0.3	0.5	0.3	<0.1	0.9
林田測定局	0.8	0.3	0.5	0.3	0.2	0.4	0.2	<0.1	0.1	0.2	0.5	0.4	0.3	<0.1	0.8
夢前事務所	0.6	0.4	1.3	0.4	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4	0.2	1.3
安富事務所	0.6	0.4	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	<0.1	0.1	0.3	0.4	0.3	<0.1	0.6
船場自排局	1.2	0.8	0.7	1.2	0.8	1.0	0.5	0.6	0.8	1.3	1.7	0.8	1.0	0.5	1.7
飾磨自排局	2.3	1.8	1.5	1.3	1.5	1.4	0.9	0.4	0.6	0.7	1.6	1.6	1.3	0.4	2.3
県工業用水取水所	1.1	0.7	0.7	0.9	0.9	0.5	0.5	0.4	0.5	0.8	2.2	1.1	0.9	0.4	2.2
八木小学校	1.4	1.1	0.4	0.5	0.6	0.3	0.3	0.3	0.5	0.9	1.6	0.9	0.7	0.3	1.6
八幡小学校	2.0	1.5	1.0	0.7	0.9	0.8	0.5	0.4	0.6	0.8	2.1	1.0	1.0	0.4	2.1
姫路市役所	-	1.3	0.8	0.9	1.0	0.8	0.6	0.3	0.6	0.6	1.3	1.0	0.8	0.3	1.3
面白山児童センター	1.1	0.7	1.0	-	1.3	0.7	0.2	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.6	0.1	1.3
飾東出張所	1.0	0.5	0.6	0.8	0.5	0.4	-	0.4	0.3	0.3	0.6	0.6	0.5	0.3	1.0
船山出張所	1.1	0.6	-	0.4	0.3	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.4	0.9	0.5	0.1	1.1
大津公民館	-	0.8	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.1	0.8	1.3	2.8	0.6	0.8	0.1	2.8
広畑公民館	-	0.9	0.5	0.5	0.7	0.6	1.7	0.2	0.2	0.3	0.7	0.7	0.6	0.2	1.7
広畑小学校	-	1.5	0.8	0.6	1.0	0.8	0.5	0.3	0.2	0.7	1.7	1.0	0.8	0.2	1.7
広畑ポンプ場	-	1.3	0.8	0.8	1.5	1.1	0.7	0.3	0.5	0.6	1.2	0.9	0.9	0.3	1.5
広畑テニスコート	-	1.4	1.2	1.2	1.3	1.2	0.8	0.3	0.5	0.5	0.8	0.8	0.9	0.3	1.4
平均	1.1	0.9	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5	0.3	0.3	0.5	1.1	0.8	0.7		
最小	0.6	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	<0.1	<0.1	0.1	0.3	0.4		<0.1	
最大	2.3	1.8	1.5	1.4	1.5	1.4	1.7	0.6	0.8	1.3	2.8	1.6			2.8

※ 一印は欠測

・異物混入等によるもの

表 1-13 酸性雨の測定結果（令和6年度）

月	項目	pHの月平均値	降雨量 (mm)
4		5.1	248.0
5		5.2	166.0
6		5.4	235.0
7		5.1	195.1
8		5.5	103.4
9		5.4	84.0
10		5.0	131.9
11		5.2	124.7
12		5.5	47.0
1		5.0	14.0
2		5.9	12.0
3		5.0	84.3
範囲		5.0~5.9	計 1445.4
平均		5.2	

表 1-14 酸性雨の経年変化

年度	R2	R3	R4	R5	R6
年平均pH	5.1*	5.5*	5.1	5.2	5.2

※姫路市役所北別館の大規模改修工事により、欠測（令和3年2月～12月）

表 1-15 一般大気環境中のアスベスト濃度測定結果（令和6年度）

（単位：f/L）

測定地点	採取月	8月	1月
広畑測定局		0.056	<0.056
飾磨測定局		0.056	0.070
白浜測定局		0.056	0.056
網干測定局		0.070	0.087
飾西測定局		0.056	0.056

2 有害大気汚染物質等の概況

令和6年度は、毎月1回、八代測定局において22物質、広畑浜手緑地において3物質の有害大気汚染物質等調査を実施した。

また、年4回（春、夏、秋、冬）、2地点（八代測定局、白浜測定局）においてダイオキシン類の調査を実施した。

さらに、年4回（春、夏、秋、冬）、船場自排局において微小粒子状物質の成分分析（質量濃度、イオン成分8項目、無機元素成分30項目、炭素成分8項目）を実施した。

令和5年度の調査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 有害大気汚染物質等（表2-1、2-2）

八代測定局において調査を実施した22物質のうち、環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準に適合している。

また、広畑浜手緑地において調査を実施した3物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、ジクロロメタンの2物質については、いずれも環境基準に適合している。

(2) ダイオキシン類（表2-3）

大気環境基準は 0.6pg-TEQ/m^3 であり、全ての地点で環境基準に適合している。

(3) 微小粒子状物質成分分析（表2-4）

表 2-1 八代測定局における有害大気汚染物質等の測定結果 (令和 6 年度) (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	年 平 均 値	環 境 基 準
テトラクロロエチレン	0.045	200
トリクロロエチレン	0.16	130
ベンゼン	0.71	3
ジクロロメタン	1.6	150
アクリロニトリル	0.021	※ 2
アセトアルデヒド	2.8	※120
塩化ビニルモノマー	0.081	※ 10
塩化メチル	1.7	※ 94
クロロホルム	0.17	※ 18
トルエン	5.8	未設定
酸化エチレン	0.072	未設定
1,2-ジクロロエタン	0.14	※ 1.6
水銀及びその化合物	0.0017	※ 0.04
ニッケル及びその化合物	0.0038	※ 0.025
ヒ素及びその化合物	0.0013	※ 0.006
1,3-ブタジエン	0.034	※ 2.5
ベリリウム及びその化合物	0.000014	未設定
ベンゾ [a] ピレン	0.00011	未設定
ホルムアルデヒド	3.4	未設定
マンガン及びその化合物	0.035	※ 0.14
クロム及び三価クロム化合物	0.015	未設定
六価クロム化合物	0.00028	未設定

※ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)

表 2-2 広畑浜手緑地における有害大気汚染物質の測定結果 (令和 6 年度) (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	年 平 均 値	環 境 基 準
ベンゼン	0.83	3
ジクロロメタン	0.82	150
1,2-ジクロロエタン	0.14	※ 1.6

※ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)

表 2-3 大気中のダイオキシン類の測定結果 (令和 6 年度) (単位: $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

測 定 場 所	年 平 均 値	環 境 基 準
八 代 測 定 局	0.011	0.6
網 干 測 定 局	0.026	

表 2-4 船場自排局における微小粒子状物質成分分析の調査結果（令和 6 年度）

測定項目		年平均値
質量濃度 (μg/m ³)		10.3
イオン成分 (μg/m ³) 8項目	塩化物イオン	0.089
	硝酸イオン	0.461
	硫酸イオン	1.94
	ナトリウムイオン	0.150
	アンモニウムイオン	0.747
	カリウムイオン	0.0517
	マグネシウムイオン	0.0128
	カルシウムイオン	0.0255
炭素成分 (μgC/m ³) 8項目	OC1	0.1050
	OC2	0.926
	OC3	1.045
	OC4	0.539
	OCpyro	0.403
	EC1	0.684
	EC2	0.468
	EC3	0.0749
	OC (有機炭素)	3.02
	EC (元素状炭素)	0.824
無機元素成分 (ng/m ³) 30項目	ナトリウム	144
	アルミニウム	35.6
	ケイ素	105
	カリウム	64.2
	カルシウム	47.2
	スカンジウム	0.0248
	チタン	3.94
	バナジウム	0.671
	クロム	1.68
	マンガン	6.33
	鉄	121
	コバルト	0.053
	ニッケル	1.29
	銅	3.13
	亜鉛	39.5
	ヒ素	1.015
	セレン	0.577
	ルビジウム	0.190
	モリブデン	1.52
	アンチモン	0.540
	セシウム	0.0296
	バリウム	2.21
	ランタン	0.0463
	セリウム	0.0558
	サマリウム	0.0042
	ハフニウム	0.0089
	タングステン	0.272
	タンタル	0.00171
	トリウム	0.0065
	鉛	4.81

3 自動車公害の概況

自動車公害の現況について、図1-1に示す船場（国道2号東行）及び飾磨（県道姫路港線）の固定局並びに移動局8箇所（約30日間）で、自動車排出ガス及び騒音の調査を行った。

自動車排出ガスの市内平均濃度の推移は、図3-1に示すとおりである。

また、令和6年度の測定結果の項目別概要は、以下のとおりである。

(1) 二酸化窒素（表3-1、3-2）

令和6年度の固定局2局の市内平均値は0.009ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

令和6年度の移動局8箇所の期間平均値は0.005～0.010ppmであった。移動局は、測定期間が1箇所につき約30日のため、年間を通じた評価を行えないが、測定期間内では、環境基準以下になっている。

(2) 一酸化炭素（表3-3、3-4）

令和6年度の固定局2局の市内平均値は0.3ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

(3) 浮遊粒子状物質（表3-5、3-6）

令和6年度の固定局2局の市内平均値は0.015mg/m³であった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向である。長期的評価では2局とも環境基準に適合しているが、短期的評価では飾磨局は環境基準に適合しており、船場局は適合していない。適合していない理由として、黄砂が原因であると考えられる。

令和6年度の移動局8箇所の期間平均値は0.010～0.023mg/m³であった。移動局8箇所は、短期的評価で7箇所が環境基準に適合しているが、1箇所（東郷公園）は適合していない。適合していない理由として、黄砂が原因であると考えられる。

(4) 微小粒子状物質（表3-7、3-8）

令和6年度の固定局2局の平均値は9.6μg/m³であった。2局とも環境基準に適合している。

(5) 自動車騒音（表3-9、3-10）

令和6年度の騒音測定結果は、固定局2局、移動局8箇所とも昼間・夜間の両時間帯で環境基準及び要請限度に適合している。

また、自動車騒音の常時監視として、GIS（地図情報システム）を利用した騒音に係る環境基準の地域評価を平成12年度から実施しており、平成18年度から環境省の自動車騒音常時監視面的評価支援システムを利用している。市内の高速道路、国道等の主要路線を評価対象とし、5年かけて全評価対象路線の自動車騒音測定を行っている。評価は全評価対象路線に面した住居戸数に対して行い、令和6年度の環境基準達成率は、昼間 98.8%、夜間 98.8%となっている。

表 3-1 二酸化窒素濃度の環境基準適合状況（令和6年度）

測定局		項目	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppm を超えた 日数（※）
					日	%	日	%		
固定局	船場局		0.045	0.022	0	0.0	0	0.0	0.016	0
	飾磨局		0.051	0.025	0	0.0	0	0.0	0.020	0
移動局	東郷公園		0.025	0.015	0	0.0	0	0.0	—	—
	四郷		0.025	0.011	0	0.0	0	0.0	—	—
	御国野		0.032	0.015	0	0.0	0	0.0	—	—
	別所		0.020	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	夢前台第五公園		0.018	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	網干消防署		0.029	0.009	0	0.0	0	0.0	—	—
	飾磨消防署白浜分署		0.033	0.016	0	0.0	0	0.0	—	—
神屋公園		0.035	0.021	0	0.0	0	0.0	—	—	

※ 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 3-2 二酸化窒素濃度の年（期間）平均値推移（単位：ppm）

測定局		年度	R2	R3	R4	R5	R6
固定局	船場局		0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
	飾磨局		0.010	0.011	0.010	0.009	0.009
	市内平均		0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
移動局	東郷公園		0.007	0.009	0.009	0.007	0.007
	四郷		0.007	0.010	0.009	0.008	0.007
	御国野		0.011	0.011	0.009	0.009	0.010
	別所		0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	夢前台第五公園		0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	網干消防署		—	0.007	0.005	0.007	0.006
	飾磨消防署白浜分署		—	0.012	0.013	0.013	0.010
神屋公園		0.007	0.010	0.012	0.008	0.008	

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-3 一酸化炭素濃度の環境基準適合状況 (令和 6 年度)

項目		8時間値が 20 ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10 ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値 (※1)	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを超 えた日数 (※2)
		日	%	日	%					
固定局	船場局	0	0.0	0	0.0	1.1	0.6	0.5	○	0
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	1.3	0.6	0.4	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 3-4 一酸化炭素濃度の年平均値推移

(単位: ppm)

測定局		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
固定局	船場局	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
	飾磨局	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	市内平均	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3

表 3-5 浮遊粒子状物質の環境基準適合状況（令和6年度）

測定局		項目		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 mg/m ³	日平均値の最高値 mg/m ³	日平均値の2%除外値 (※1) mg/m ³	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 有×・無○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(※2) 日
		時間	%	日	%	日	%					
固定局	船場局	0	0.0	1	0.3	0.138	0.102	0.041	○	0		
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	0.115	0.071	0.036	○	0		
移動局	東郷公園	0	0.0	1	3.3	0.145	0.111	—	○	—		
	四郷	0	0.0	0	0.0	0.041	0.022	—	○	—		
	御国野	0	0.0	0	0.0	0.086	0.052	—	○	—		
	別所	0	0.0	0	0.0	0.081	0.043	—	○	—		
	夢前台第五公園	0	0.0	0	0.0	0.076	0.054	—	○	—		
	網干消防署	0	0.0	0	0.0	0.040	0.019	—	○	—		
	飾磨消防署白浜分署	0	0.0	0	0.0	0.044	0.022	—	○	—		
神屋公園	0	0.0	0	0.0	0.062	0.030	—	○	—			

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.10 mg/m³を超えた日数である。

ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 3-6 浮遊粒子状物質濃度の年（期間）平均値推移（単位：mg/m³）

測定局		年度	R2	R3	R4	R5	R6
固定局	船場局		0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
	飾磨局		0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
	市内平均		0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
移動局	東郷公園		0.016	0.015	0.015	0.016	0.018
	四郷		0.015	0.015	0.016	0.016	0.012
	御国野		0.016	0.016	0.018	0.023	0.023
	別所		0.023	0.015	0.016	0.015	0.017
	夢前台第五公園		0.009	0.012	0.011	0.015	0.017
	網干消防署		—	0.009	0.009	0.013	0.010
	飾磨消防署白浜分署		—	0.010	0.012	0.011	0.010
神屋公園		0.011	0.010	0.011	0.008	0.012	

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-7 微小粒子状物質の環境基準適合状況（令和6年度）

項目		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(※)
		日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	有×・無○	日
測定局	船場局	2	0.6	74.0	49.7	25.6	○	0
	飾磨局	5	1.4	77.0	53.3	30.5	○	0

※ 「環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

表 3-8 微小粒子状物質の年平均値推移 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
測定局	船場局	12.3	8.7	9.2	8.8	9.0
	飾磨局	11.1	10.4	10.6	9.9	10.2
	市内平均	11.7	9.6	9.9	9.4	9.6

図 3-1 自動車排出ガス（年平均値）の推移

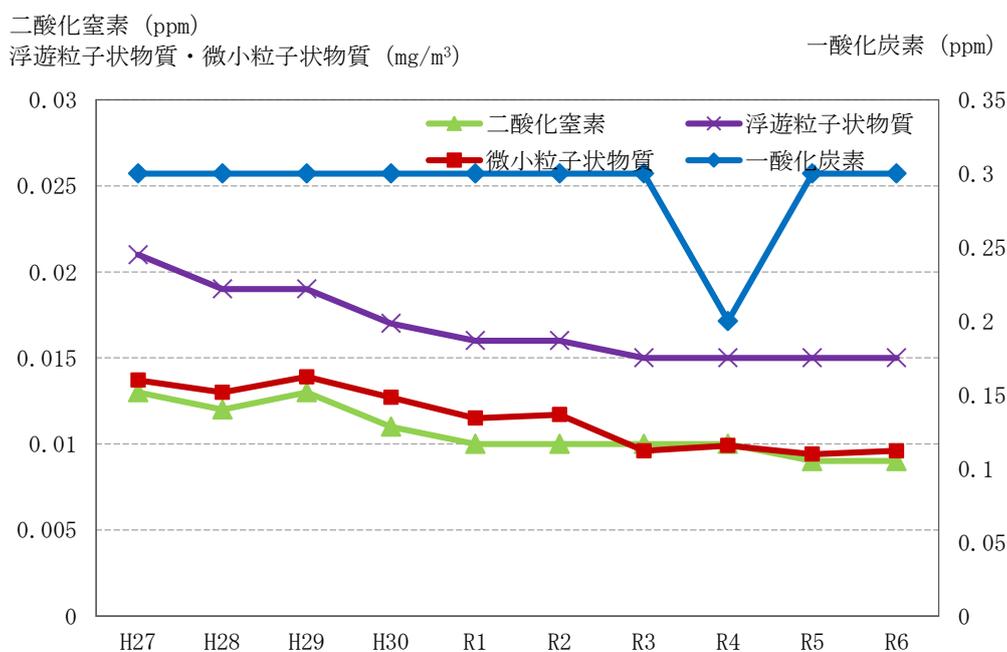


表 3-9 自動車騒音測定結果 (令和 6 年度)

(単位: dB)

調査地点		路線名	車線数	昼間 (6~22時)			夜間 (22~6時)		
				要請限度	環境基準	測定値	要請限度	環境基準	測定値
固定局	船場	国道 2 号	4	75 ○	70 ○	66	70 ○	65 ○	62
	飾磨	主要地方道姫路港線	4	75 ○	70 ○	62	70 ○	65 ○	56
移動局	東郷公園	国道 3 1 2 号	4	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	62
	四郷	国道 3 1 2 号	2	75 ○	70 ○	68	70 ○	65 ○	65
	御国野	国道 2 号 国道 3 1 2 号	3	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	64
	別所	国道 2 号	2	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	61
	夢前台第五公園	県道姫路新宮線	2	75 ○	70 ○	66	70 ○	65 ○	60
	網干消防署	国道 2 5 0 号	2	75 ○	70 ○	70	70 ○	65 ○	65
	飾磨消防署白浜分署	国道 2 5 0 号	4	75 ○	70 ○	65	70 ○	65 ○	59
神屋公園	県道姫路停車場線	2	75 ○	70 ○	59	70 ○	65 ○	52	

表 3-10 自動車騒音常時監視結果

年度		R2	R3	R4	R5	R6	
騒音測定地点数		15	14	18	13	15	
地域評価結果	昼	環境基準達成戸数	33954 / 34506	33905 / 34442	33993 / 34442	33966 / 34442	34251 / 34772
	夜	環境基準達成率(%)	98.4	98.4	98.7	98.6	98.5
	昼間	環境基準達成戸数	34114 / 34506	34067 / 34442	34048 / 34442	34016 / 34442	34364 / 34772
		環境基準達成率(%)	98.9	98.9	98.9	98.8	98.8
	夜間	環境基準達成戸数	33988 / 34506	33937 / 34442	34033 / 34442	34062 / 34442	34360 / 34772
		環境基準達成率(%)	98.5	98.5	98.8	98.9	98.8

4 水質環境の概況

〔公共用水域〕

水質環境の現況について、河川は14河川40地点（市13河川38地点、国1河川2地点）、海域は18地点（市7地点、県11地点）で調査を行った。

結果は、表4-1、4-2及び4-3に示すとおりである。

(1) 健康項目

カドミウム等の人の健康の保護に関する項目に関しては、全地点で環境基準に適合している。

(2) 生活環境項目

BOD、COD等の生活環境の保全に関する項目に関しては、次のとおりである。

① 河川（図4-1）

市内では、市川、夢前川、船場川及び揖保川が県知事の定める環境基準の類型指定を受けており、BOD（生物化学的酸素要求量）についての環境基準値は、表4-1に示すとおりA類型水域が2mg/L以下、B類型水域が3mg/L以下、C類型水域が5mg/L以下である。

(イ) 市川

市川は、仁豊野橋より上流がA類型水域に、仁豊野橋から潮止めえん堤までがB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ロ) 夢前川

夢前川は、蒲田橋より上流がA類型水域に、蒲田橋から潮止めえん堤までがB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ハ) 船場川

船場川は、保城橋より上流がB類型水域に、保城橋から下流がC類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ニ) 揖保川

揖保川は、林田川合流点から上流がA類型水域に、合流点から下流がB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

② 海域（図4-1）

播磨灘海域は、閣議決定（昭和46年5月25日）により環境基準の類型指定を受けている。

COD（化学的酸素要求量）についての環境基準値は、表4-2に示すとおり、A類型水域が2mg/L以下、B類型水域が3mg/L以下、C類型水域が8mg/L以下である。

水質（COD）についてみると、C類型水域では全地点で環境基準に適合しているが、A類型水域及びB類型水域の一部の地点で環境基準に適合していない。

(3) ダイオキシン類

① 河川

環境基準点7地点（仁豊野橋、工業用水取水点、保城橋、加茂橋、蒲田橋、京見橋、王子橋）において、水質及び底質について実施した。結果は、表4-4に示すとおり、全地点で環境基準に適合している。

② 海域

広畑沖において、水質及び底質について実施した。結果は、表4-4に示すとおり、環境基準に適合している。

〔地下水〕

(1) 概況調査

本市においては、平成元年度から環境省が定める「地下水質調査方法」により、市内を2kmメッシュ又は4kmメッシュに区分し（計75地区）、1地区につき1箇所の調査地点を選定し、環境基準が定められている健康項目を対象に概況調査を実施しており、令和6年度は15地区について実施した。結果は、表4-3に示すとおり、1地区において鉛、1地区においてふっ素が環境基準を超過した。

(2) 継続監視調査

過去の概況調査において地下水汚染が確認された地区について、継続監視調査を年1～2回実施している。令和6年度に実施した調査結果は次のとおりである。

地域	調査井戸数	基準超過井戸数					地下水汚染の確認年度
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	砒素	硝酸性及び亜硝酸性窒素	
中部	1	0	1	0	—	—	平成19
東部	1	—	—	—	—	1	平成22
東部	1	—	—	—	1	—	
東部	2	—	—	—	2	—	平成23
東部	1	—	—	—	1	—	平成26
西部	2	—	—	—	2	—	平成28
東部	1	—	—	—	—	0	令和元

(3) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類の調査を、4井戸について実施した。結果は、表4-5に示すとおり、全ての井戸で環境基準に適合している。

〔土壌〕

ダイオキシン類の調査を、9地点について実施した。結果は、表4-6に示すとおり、全地点で環境基準に適合している。

表4-1 河川BOD75%値の経年変化

(単位: mg/L)

河川名	調査地点	類型 環境基準	R2	R3	R4	R5	R6
天 川	五 反 田 橋	—	1.2	0.9	0.9	1.0	0.9
	豊 国 橋	—	1.3	0.8	1.1	1.1	0.7
	向 山 橋	—	1.6	1.0	1.2	1.5	1.3
八 家 川	2号線バイパス下	—	1.4	1.0	1.4	1.2	1.1
市 川	中 津 橋	A 類 型 2mg/L以下	0.9	0.5	0.7	0.7	0.5
	甲山浄水場取水点		0.5	0.5	0.7	0.7	0.5
	○ 仁 豊 野 橋		1.1	0.7	0.9	0.8	0.7
	小 川 橋	B 類 型 3mg/L以下	1.3	0.9	1.0	1.0	1.1
	阿 保 橋		1.0	0.7	0.9	1.0	1.0
	○ 工業用水取水点		1.3	0.7	1.2	0.9	0.9
野 田 川	恵 美 酒 橋	—	1.3	0.7	1.0	0.8	0.7
船 場 川	○ 保 城 橋	B 類 型	1.2	0.8	1.2	1.1	1.3
	白 鷺 橋	C 類 型 5mg/L以下	1.7	1.0	1.5	1.3	1.2
	手 柄 橋		1.4	1.0	1.2	1.3	1.3
	○ 加 茂 橋		2.7	1.4	1.4	2.4	1.4
大 野 川	宮 跡 橋	—	1.3	0.9	0.9	1.1	1.1
夢 前 川	山 之 内 橋	A 類 型 2mg/L以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	桜 橋		0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	糸 田 橋		0.9	0.5	0.8	1.0	0.6
	清 水 橋		0.8	0.5	0.6	0.8	0.6
	書 写 橋		0.7	0.5	0.7	0.8	0.6
	○ 蒲 田 橋	0.8	0.6	0.9	0.7	0.8	
	○ 京 見 橋	B 類 型	0.9	0.7	0.7	1.1	0.7
菅 生 川	馬 谷 橋	—	0.7	0.5	<0.5	0.6	0.5
	庄 屋 橋	—	0.8	0.5	0.6	0.6	0.7
	新 清 水 橋	—	0.8	0.7	0.7	1.0	0.7
	大 白 書 橋	—	0.8	0.6	0.8	0.9	0.6
水 尾 川	今 中 橋	—	4.8	3.5	3.0	3.4	3.1
汐 入 川	汐 入 橋	—	2.0	1.3	1.9	1.9	1.2
大 津 茂 川	下 伊 勢 橋	—	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7
	新 中 村 橋	—	1.1	0.9	1.0	1.1	0.9
	朝 日 谷 橋	—	1.0	0.9	1.1	1.1	1.1
	大 平 橋	—	1.1	1.1	0.9	1.4	1.0
宮 内 川	宮 内 橋	—	1.4	1.1	0.8	0.8	1.3
揖 保 川	○* 王 子 橋	B 類 型 3mg/L以下	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	* 本 町 橋		0.6	0.5	1.2	1.2	0.8
林 田 川	富 栖 橋	—	0.6	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
	新 長 野 橋	—	0.8	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
	永 久 橋	—	0.7	0.5	0.5	0.7	<0.5
	新 町 橋	—	0.8	0.7	0.6	0.7	0.5

○ : 環境基準点

* : 国土交通省近畿地方整備局調査地点

表4-2 海域COD75%値の経年変化

(単位: mg/L)

調査地点	類型・環境基準	R2	R3	R4	R5	R6
* 東部工業港内	C 類型 8mg/L以下	3.5	3.8	3.3	3.9	4.0
* 飾磨港内1		6.5	5.6	7.2	4.9	5.7
飾磨港内2		3.1	4.0	2.6	3.1	4.3
* 広畑港内		4.2	4.3	3.9	5.1	5.1
* 網干港内		4.7	5.0	4.5	4.9	5.0
* 材木港内		4.2	4.7	3.9	3.5	4.1
* 白浜沖	B 類型 3mg/L以下	3.3	3.7	2.9	3.1	3.9
* 飾磨港沖		3.3	4.4	3.3	3.3	4.2
* 網干港沖		3.6	3.9	3.1	3.4	4.0
的形沖		3.1	3.2	2.0	2.3	2.6
八家沖		3.4	3.5	2.2	2.3	2.5
妻鹿沖		3.0	3.4	2.2	2.2	2.4
広畑沖		2.8	3.5	2.5	2.7	2.2
網干沖		2.5	3.3	2.4	2.2	2.2
* 東部工業港沖合	A 類型 2mg/L以下	2.6	3.0	2.9	3.1	3.1
姫路市西部沖合		2.9	3.1	2.2	2.1	1.9
* 家島本島南沖		2.5	2.2	1.8	1.8	2.2
* 姫路市家島町西部沖		2.1	2.2	2.1	2.2	2.1

* : 兵庫県水大気課調査地点

■ : 生活環境項目に係る環境基準点

表4-3 健康項目の公共用水域及び地下水概況調査（令和6年度）

項 目	環境基準 (mg/L)	基 準 超 過 数		
		河 川	海 域	地 下 水
カドミウム	0.003以下	0	0	0
全シアン	検出されないこと。	0	0	0
鉛	0.01以下	0	0	1
六価クロム	0.02以下	0	0	0
砒素	0.01以下	0	0	0
総水銀	0.0005以下	0	0	0
アルキル水銀	検出されないこと。	0	0	0
P C B	検出されないこと。	0	0	0
チウラム	0.006以下	0	0	0
シマジン	0.003以下	0	0	0
ベンゼン	0.01以下	0	0	0
セレン	0.01以下	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0	0	0
四塩化炭素	0.002以下	0	0	0
クロロエチレン	0.002以下	—	—	0
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	0	0	0
テトラクロロエチレン	0.01以下	0	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン (地下水は1,2-ジクロロエチレン)	0.04以下	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0	0	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	0	0	0
ふっ素	0.8以下	0	—	1
ほう素	1以下	0	—	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	0	0	0

備考 1) 調査対象河川は、14河川39地点である。
 2) 調査対象海域は、12地点である。
 3) 調査対象地下水は、15地区である。

表 4-4 ダイオキシン類（河川及び海域）調査結果（令和 6 年度）

調査地点		水 質 (pg-TEQ/L)	底 質 (pg-TEQ/g)	環 境 基 準 値
市 川	仁 豊 野 橋	0.12	0.14	水 質 1pg-TEQ/L以下 底 質 150pg-TEQ/g以下
	工業用水取水点	0.10	1.7	
船 場 川	保 城 橋	0.12	4.4	
	加 茂 橋	0.28	1.1	
夢 前 川	蒲 田 橋	0.087	0.14	
	京 見 橋	0.084	0.15	
揖 保 川	* 王 子 橋	0.10	0.51	
海 域	広 畑 沖	0.039	6.4	

* : 国土交通省近畿地方整備局調査地点

表 4-5 ダイオキシン類（地下水）調査結果（令和 6 年度）

調査地点	地 下 水 (pg-TEQ/L)	環 境 基 準 値
豊 富 町 御 蔭	0.059	1pg-TEQ/L以下
豊 富 町 神 谷	0.11	
飾 東 町 北 野	0.057	
別 所 町 別 所	0.049	

表 4-6 ダイオキシン類（土壌）調査結果（令和 6 年度）

調査地点	土 壌 (pg-TEQ/g)	環 境 基 準 値
飾 磨 区 妻 鹿 東 海 町 (東海公園)	0.33	1,000pg-TEQ/g以下
四 郷 町 東 阿 保 (光大寺公園)	0.76	
菅 生 台 (菅生台第二公園)	5.1	
上 手 野 (上手野中央公園)	0.047	
御 立 中 五 丁 目 (御立本村公園)	0.067	
神 子 岡 前 一 丁 目 (五反山公園)	0.19	
西 今 宿 三 丁 目 (高岡第一公園)	0.0076	
中 地 (手柄山平和公園)	0.70	
飾 磨 区 今 在 家 四 丁 目 (今在家第四公園)	4.3	

5 苦情処理の概況

令和6年度の苦情受付の状況は図5-1のとおりで、総数は165件、その内訳は騒音が60件（37%）と最も多く、大気汚染43件（26%）、悪臭35件（21%）、水質汚濁20件（12%）、振動7件（4%）の順である。

典型7公害にかかる苦情件数の推移は、図5-2のとおりである。

なお、令和6年度に処理した公害苦情は、表5-1のとおりである。

図5-1 新規苦情件数内訳（令和6年度）

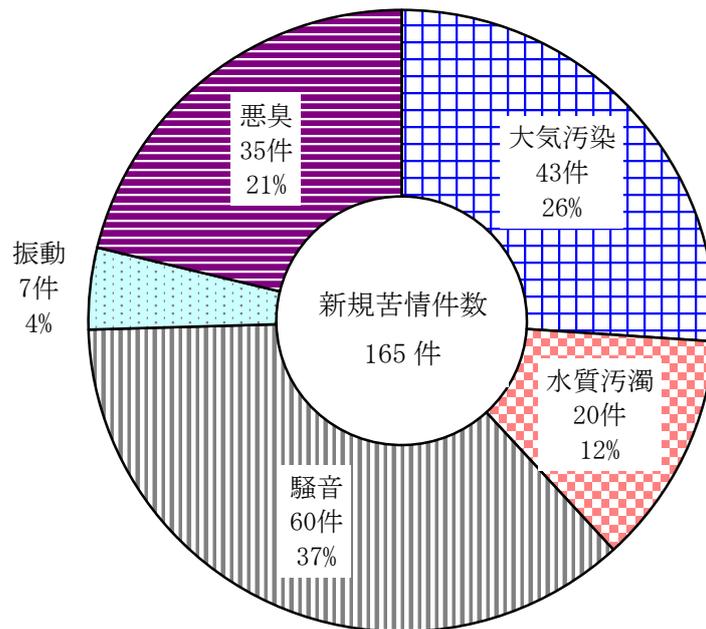
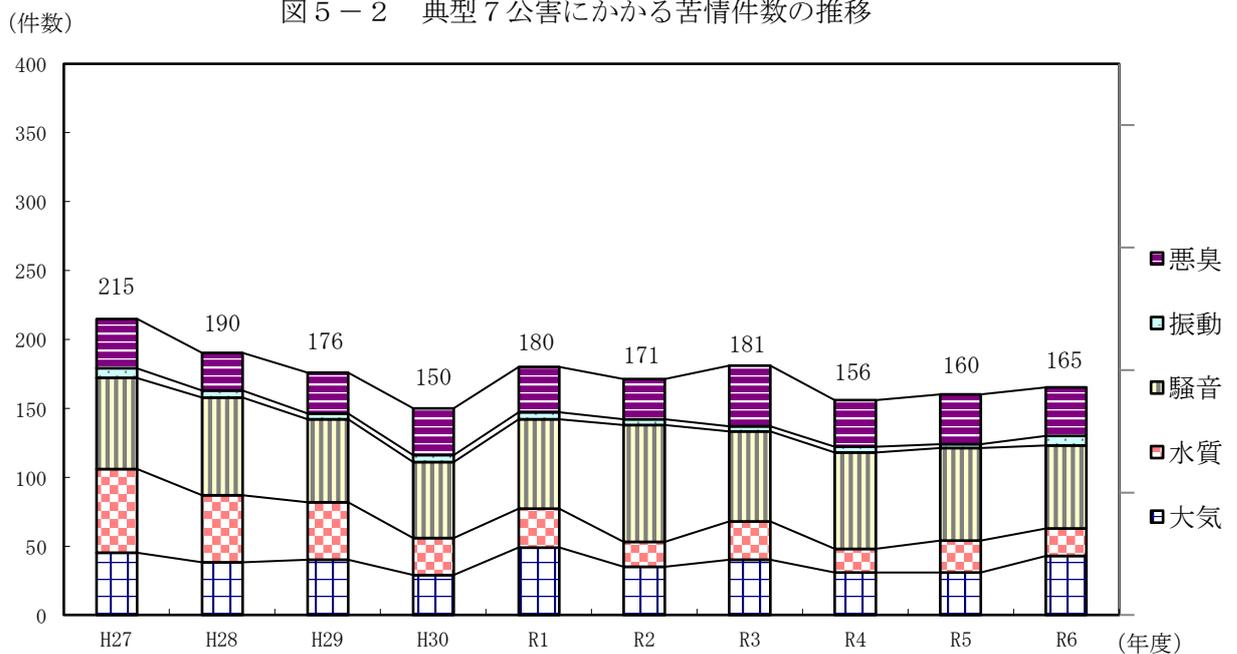


図5-2 典型7公害にかかる苦情件数の推移



注) 前年度からの繰越を含まない。

表 5-1 公害（苦情・陳情）処理状況（令和 6 年度）

区 分	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	合 計
前年度繰越	0	0	3	0	2	5
新規苦情件数	43	20	60	7	35	165
調査・指導件数	168	57	264	23	334	846
解決件数	43	20	63	7	36	169
解決率	100%	100%	100%	100%	97%	99%